

J-VER 森林管理プロジェクトにおけるプロジェクト対象地に関する
持続性確認及びオフセット・クレジットの権利についての覚書

オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく申請及び権利に関して、
木曾三川水源の森づくりプロジェクト代表事業者である社団法人木曾三川
水源造成公社（以下「甲」という。）と、事業者である飛騨高山森林組合以
下「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意した。

記

- ① 当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、当該プロジェクト
が実施された対象地において、人為的な土地転用及び不適切な主伐（プロジェクト計画
に基づかない主伐や伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わない
こと。
- ② 当該プロジェクト登録日以降、平成35年4月30日までの間に、第三者に当該プロ
ジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承さ
せること。
- ③ 当該プロジェクトに係るオフセット・クレジットの利用に関しては、乙はすべての権
利を放棄する。

以上を合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を
所持する。

平成22年12月10日

甲 住所 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番53号

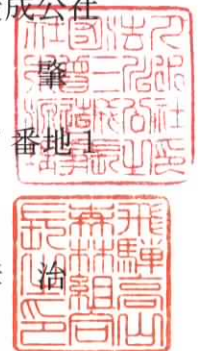
氏名 社団法人 木曾三川水源造成公社

理事長 古田

乙 住所 岐阜県高山市清見町三日町187番地1

氏名 飛騨高山森林組合

代表理事組合長 内木彦



J-VER 森林管理プロジェクトにおけるプロジェクト対象地に関する
永続性確認及びオフセット・クレジットの権利についての覚書

オフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づく申請及び権利に関して、
木曾三川水源の森づくりプロジェクト代表事業者である社団法人木曾三川
水源造成公社 (以下「甲」という。) と、事業者である南ひだ森林組合以下
「乙」という。) は、下記の事項を実施することに合意した。

記

- ① 当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、当該プロジェクト
が実施された対象地において、人為的な土地転用及び不適切な主伐 (プロジェクト計画
に基づかない主伐や伐採後の放棄) 等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わない
こと。
- ② 当該プロジェクト登録日以降、平成35年4月30日までの間に、第三者に当該プロ
ジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承さ
せること。
- ③ 当該プロジェクトに係るオフセット・クレジットの利用に関しては、乙はすべての権
利を放棄する。

以上を合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を
所持する。

平成22年12月10日

甲 住所 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番53号

氏名 社団法人 木曾三川水源造成公社

理事長 古田 肇

乙 住所 岐阜県下呂市乗政25番地1

氏名 南ひだ森林組合

代表理事組合長 金山 忠 幸



J-VER 森林管理プロジェクトにおけるプロジェクト対象地に関する
永続性確認及びオフセット・クレジットの権利についての覚書

オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく申請及び権利に関して、
木曾三川水源の森づくりプロジェクト代表事業者である社団法人木曾三川
水源造成公社（以下「甲」という。）と、事業者である付知町森林組合以下
「乙」という。）は、下記の事項を実施することに合意した。

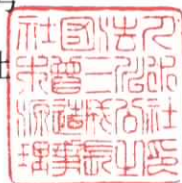
記

- ① 当該プロジェクト登録日以降、平成35年3月31日までの間に、当該プロジェクト
が実施された対象地において、人為的な土地転用及び不適切な主伐（プロジェクト計画
に基づかない主伐や伐採後の放棄）等温室効果ガス吸収量を消失させる行為を行わない
こと。
- ② 当該プロジェクト登録日以降、平成35年4月30日までの間に、第三者に当該プロ
ジェクトが実施された対象地を譲渡する契約を行う際には、譲受人に上記内容を継承さ
せること。
- ③ 当該プロジェクトに係るオフセット・クレジットの利用に関しては、乙はすべての権
利を放棄する。

以上を合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を
所持する。

平成22年12月10日

甲 住所 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番53号
氏名 社団法人 木曾三川水源造成公社
理事長 古田 肇



乙 住所 岐阜県中津川市付知町5756番地
氏名 付知町森林組合
代表理事組合長 日下部年弘

